

## 富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱

### (設 置)

第1条 大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）を設置する。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
- (3) 富山県災害派遣福祉チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- (4) チーム員 チームを構成する者

### (活動目的)

第3条 ネットワーク協議会は、次に掲げる活動を実施することを目的とする。

- (1) 大規模災害時における要配慮者の広域支援の調整に関すること。
- (2) 大規模災害に備えたチーム員の養成及びチームの編成に関すること。
- (3) 前2号に関し必要と認められること。

### (組 織)

第4条 ネットワーク協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で組織し、その代表者等を委員とする。

- 2 委員は本部長が委嘱する。なお、委員の任期は設けないものとし、構成団体は、委員に異動が生じた場合は本部長に届け出るものとする。
- 3 ネットワーク協議会に事務局を置く。
- 4 事務局は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会に置く。
- 5 ネットワーク協議会の活動に関して検討を行うため、ネットワーク協議会に部会を置くことができる。

### (役 員)

第5条 ネットワーク協議会に、次の役員を置く。

(1) 本部長

(2) 副本部長

2 本部長は富山県厚生部長をもって充て、ネットワーク協議会を総理し、会議の議長となる。

3 副本部長は社会福祉法人富山県社会福祉協議会専務理事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招 集)

第6条 ネットワーク協議会の会議は、本部長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 ネットワーク協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク協議会の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。